

勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等
に関する法律施行規則の一部を改正する省令について

平成 25 年 3 月 25 日
職業能力開発局キャリア形成支援室
職業安定局障害者雇用対策課

1. 現行制度の概要

(1) 勤労青少年福祉推進者について

勤労青少年福祉法（昭和 45 年法律第 98 号。以下「勤青法」という。）第 13 条第 1 項に基づき、事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適應することを容易にするため、事業場ごとに、「勤労青少年福祉推進者」（以下「推進者」という。）を選任するよう努めなければならないこととしている。

推進者は、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者としており、その資格に関する事項は、勤青法第 13 条第 2 項に基づき、勤労青少年福祉推進者に関する省令（昭和 46 年労働省令第 14 号。以下「勤青則」という。）第 2 条第 1 号から第 5 号で具体的に列挙している。

(2) 障害者職業生活相談員について

障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号。以下「促進法」という。）第 79 条第 1 項において、事業主は、一定数以上の障害者である労働者を雇用する事業所において障害者職業生活相談員（以下「相談員」という。）を選任し、その者に当該事業所に雇用されている障害者である労働者の職業生活に関する相談及び指導を行わせなければならない旨規定している。

相談員は、障害者の職業生活に関する相談及び指導を行うものであり、その資格に関する事項は、促進法第 79 条第 1 項に定めるほか、障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和 51 年労働省令第 38 号。以下「促進則」という。）第 39 条第 1 号から第 4 号において規定している。

2. 改正の趣旨

高卒認定試験合格者は、高等学校卒業者と同等以上の学力があると認定された者である。しかるに、勤青則及び促進則においては、推進者及び相談員の資格要件として高等学校を卒業した者を規定している一方で、高卒認定試験の合格者について高等学校を卒業した者と同等に扱うことは明記していなかった。

そのため、今般、高卒認定試験の合格者について高等学校を卒業した者と同等に扱うこととするため、勤青則及び促進則の一部を改正して資格要件を緩和するもの。

併せて、高卒認定試験合格者以外にも高等学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者については、高等学校を卒業した者と同等に扱うこととする。

3. 改正の内容

推進者の資格要件を定めている勤青則第2条第3号及び相談員の資格要件を定めている促進則第39条第3号を改正し、高卒認定試験の合格者その他これと同等以上の学力を有すると認められる者について、高等学校を卒業した者と同等に扱うこととする。

4. 施行日

公布日（平成25年3月（予定））

<参考：勤労青少年福祉推進者に関する省令及び障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令>

(勤労青少年福祉推進者に関する省令の一部改正)

第1条 勤労青少年福祉推進者に関する省令（昭和46年労働省令第14号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「卒業した者」の下に「(学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加え、「(前2号の者を除く。）」を削る。

(障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正)

第2条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第38号）の一部を次のように改正する。

第39条第3号中「卒業した者」の下に「(学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。）」を加える。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。

<改正後の条文>

○ 勤労青少年福祉推進者に関する省令（昭和46年労働省令第14号）

(資格)

第2条 法第13条第2項の勤労青少年福祉推進者の資格を有する者は、勤労青少年の福祉の増進に理解と熱意を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一・二 (略)

三 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を卒業した者 (学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第150条に規定する者又はこれと同等以上の学力を有すると認められる者を含む。) で、その後労働に関する業務に2年以上従事しているもの又は勤労青少年の福祉推進業務に関し1年以上の実務の経験を有するもの

四・五 (略)